

新発田市立川東中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための取組の基本方針

- すべての教育活動の計画、実践場面で「自己指導能力（自己決定・自己有用感・共感的人間関係づくり）の育成」を行う。
- 全職員で情報を共有化し、保護者と連携し、いじめを未然に防ぐ体制をつくる。
- 「心を豊かにする活動4項目」の取組を日常化する。

2 いじめ防止のための取組

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

【いじめ不登校対策委員会】

校長 教頭 生徒指導主事 学級主任 養護教諭

(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

【生徒指導部】 生徒指導主事 学級主任

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

スクールカウンセラー（以下SC。月1回来校）

新発田市スクールソーシャルワーカー（以下SSW。随時）

(4) 組織の役割

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報収集と記録・共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の実施、いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応。

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導體制

①いじめ防止に向けた指導内容

いじめを許さない、見逃さない雰囲気作りに努める。

ア いじめ見逃しゼロスクール集会

- ・生徒が主体となり、いじめゼロに向けた集会の企画運営
- ・小中連携の取組として保護者・地域との意識共有化を図りながらの実施

イ 道徳授業の充実

- ・体験活動と道徳の授業を関連付けた指導の充実
- ・年間1回全校一斉の道徳の授業参観の実施

ウ 人権教育、同和教育の着実な推進

年間指導計画に基づいた全校体制での実施

エ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ・生徒の自発的な活動を支える専門委員会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

オ 年間指導計画の着実な実践

- ・小中学校が連携した年間指導計画の作成
- ・9年間を見通した指導の実践

カ インターネットをとおして行われるいじめに対する対策の実践

インターネットをとおして行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、自体の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

◆学校で行われる対策

- i) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ii) 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み、及び校内での使用を禁止する。

◆家庭に対して行われる対策

- i) 生徒の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ii) 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、入学説明会や年度当初のPTA総会やグランドデザイン説明会の機会をとおして保護者への啓蒙活動を行う。

② 年間指導計画・・・別表参照

(2) 教育相談体制

- ① 生徒・保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談活動の充実を図る。
 - ・全校教育相談期間の着実な実施（5月、11月）
 - ・保護者懇談会、地域懇談会の効果的な活用
 - ・チャンス相談の効果的な実施
- ③ SCやSSWを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談期間を周知する。
- ⑤ 情報の共有と迅速な対応

(3) 早期発見・早期対応の在り方

◆いじめの早期発見のために

- ① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃がさない鋭い感覚を身に付ける。「生徒がいるところに教職員がいる。」ことを心掛ける。
- ② 毎週実施する運営委員会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。また、学校を欠席した生徒に対する教職員の初期対応について共通化を図った取組（子どもと共に1・2・3運動）を実施する。

- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やS Cとの面接で当該生徒から悩み等を聴き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活アンケート」を毎月行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめ見逃しゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 年2回の定期教育相談により、いつでも相談できる雰囲気作りに努める。

◆いじめの早期解決のために

- ① いじめ問題を発見したときには、当該職員だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をおこない、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、S Cや養護教諭と連絡を取りながら、指導を行っていく。

◆事実把握

- 正確で偏りのない事実調査
- 全体像の把握
- 管理職への速やかな情報伝達

◆方針決定

- ねらいの明確化
- 指導役割の分担
- 全職員の共通理解

◆指導支援

- 被害者の心情理解
- 原因の把握
- 保護者への説明
- 加害者の反省
- 被害者と加害者の融和

◆継続支援

- 正確な経過観察
- 再発防止
- 当事者、保護者への継続支援

4 校内研修

- (1) 年1回全校一斉に、いじめ防止にかかわる道徳の授業を公開する。
- (2) Q-U調査やいじめに関する事例研修会を夏季休業中に開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。

5 いじめ防止に向けた取組の評価

- (1) 学校評価によるP D C Aサイクルを確立する。
- (2) 年2回(7月と12月)の生徒、保護者、職員アンケートを基にいじめ防止基本方針を評価する。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) オープンスクール、保護者懇談会、P T A活動及び部活動保護者会などあらゆる

る機会を利用して保護者との連携を十分に図るものとする。

- (2) 学校の公式ホームページ、学校だより等とおした適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- (3) 学校警察連絡協議会の参加をとおして、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。
- (4) 授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努めるものとする。

7 重大事案への対応について

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、相当期間（年間30日を目安）にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続したりしているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) 速やかに市教育委員会に事案発生を報告を行うとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

重大事態の報告（学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり）

学校 ⇒ 市教育委員会 ⇒ 新発田市長

(2) 調査の主体

学校の設置者が、重大事案の調査の主体を判断する。

① 学校が主体となる場合

基本的には学校が主体となって調査を行う。

② 市教育委員会が主体となる場合

学校主体調査では重大事案への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合。

【学校を調査主体とした場合】

学校の設置者の指導・支援の基、以下のとおり対応する。

① 学校の基に重大事案の調査組織を速やかに設置する。

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

② 事実確認を明確にするための調査の実施

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。これまでの学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に

応じて新たな調査を実施する。

- ・調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等についても市教育委員会と協議し必要な指導及び支援を受ける。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報の適切な提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。）する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

④ 調査結果の報告

- ・調査結果については市教育委員会をとおして新発田市長へ文書で報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

【学校の設置者が調査主体となる場合】

設置者の指示の基、資料の提出等、調査に協力する。

生徒指導月間目標

月	ねらい	生活目標	指導の重点	指導（活動）内容
4	生活環境を整え目標を持った生活を送らせる	○仲間と共に新しい学級を作ろう。 ○きまりを守り、規則正しい生活を身につけよう。 <心を豊かにする活動4項目の推進>	・学級づくりに重点をおき、学級の係活動を早く活動させる。 ・時間のけじめをつけさせる	・「川中の学校生活のきまり」の全体指導 ・街頭交通安全指導 ・交通安全教室
5		○諸活動を軌道にのせ、生活のリズムを確立しよう。 ○部活動に積極的に参加しよう。	・教育相談、その場指導など生徒との関わり意図的に設定する。	・挨拶運動 ・教育相談（1年） ・学校生活アンケート
6		○健康に注意し、けじめのある生活を心がけよう。 ○夏服を正しく着用しよう。 ○学習・部活動に集中しよう。	・学習習慣を定着させる。 ・発言力を付けさせる。 ・正しい服装のあり方を指導する。	・衣替えについて ・Q-U検査（全学年） ・教育相談（2, 3年） ・学校生活アンケート ・いじめ見逃しゼロ強調月間 ・全校一斉道徳公開授業
7	自分を高める努力をさせる	○これまでの学校生活を振り返り、夏休みに備えよう。 ○充実した夏休みの計画を立てよう。	・反省をもとに、夏休みの計画を立案させるとともに、保護者との連絡を密にする。	・地域懇談会 ・夏休みの生活指導 ・学校生活アンケート
9		○2学期のスタートをしっかりさせよう。 ○学級の団結をはかり、行事や学習にしっかりと取り組もう。	・生徒の様子を観察し、変容に注意する。 ・正しい服装のあり方を指導する。	・街頭交通指導 ・学校生活アンケート
10		○時間を大切にしよう。 ○学級の団結を図り、行事や学習にしっかりと取り組もう。 ○冬服を正しく着用しよう。	・行事があっても時間が守れるように指導する。 ・学級のまとまりを重視する。	・衣替えについて ・学校生活アンケート
11	感謝の気持ちをもった生活を送らせる	○余暇を有効に使えるように努めよう。 ○登下校の時刻を守ろう。	・愛校心、所属意識を高める。 ・家庭学習の習慣化を図る。	・教育相談 ・学校生活アンケート ・いじめ見逃しゼロ強調月間 ・いじめ見逃しゼロスクール集会
12		○これまでの学校生活を振り返り、冬休みに備えよう。 ○次年度の川東中を考え、生徒会役員選挙を成功させよう。	・反省をもとに、冬休みの計画を立案させるとともに、保護者との連絡を密にする。	・冬休みの生活指導 ・降雪期の自転車通学指導 ・学校生活アンケート
1	感謝の気持ちをもった生活を送らせる	○新年の抱負をもち、新たな気持ちで出発しよう。 ○制服を正しく着用しよう。	・反省を活かし、1年の目標を立てさせる。 ・正しい服装のあり方を指導する。	・学校生活アンケート
2		○周囲の人に感謝の気持ちをもって行動しよう。 ○生徒総会を成功させよう。	・卒業式に向けて上級学年への自覚をもつよう指導する。	・卒業期の生徒指導 ・学校生活アンケート
3		○1年間の反省を行い、新学期にむけての心構えをつくろう。 ○感謝の気持ちをもって卒業を祝い、川東中の誇りをもって巣立とう。	・1年を振り返えさせるとともに、将来を考え、目標をもって生活させる。	・春休みの生徒指導